

## 物流効率化・経営問題合同委員会を開催

(社)日本物流団体連合会(物流連)は、平成18年7月19日(水)物流効率化(委員長:日本郵船(株) 平野裕司顧問)・経営問題(委員長:(株)日立物流 福士英二相談役)合同委員会を開催しました。

国土交通省の担当者から「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」に基づく諸施策を推進するため、平成18年3月までに公表されたガイドラインについて説明を受けるとともに質疑応答を実施しました。内容は以下のとおりです。

- 政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」を活用して、関係7省庁が連携して施策パッケージをとりまとめ

### <主な施策>

- 輸入貨物に関する情報収集体制整備の検討
- 物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン策定 1
- 情報交換の方法及び責任分担のあり方に関するガイドライン策定
- 国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン策定 2
- 電子タグ等を活用したコンテナ管理のための実証実験実施
- FAL条約の締結
- 輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画策定



### <目標>

我が国のコンテナセキュリティ対策の強化  
同時に物流効率化を実現

【輸出】対米輸出の際のコンテナヤードへの搬入締切時刻を、  
2006年までに入港3日前から2日前に短縮

【輸入】輸入者が迅速な引取を求めるコンテナ貨物については、  
入港からコンテナヤードを出ることが可能となるまでの時間

上記、<主な施策>の下線1、2を抽出して説明

### 1. 「物流事業者による保安措置の強化に関するガイドライン」について

#### (1) ガイドラインの目的

国際海上コンテナに係るセキュリティ強化のために、外航船舶運航事業者、港湾運送事業者(ターミナル・オペレータ、海貨事業者等)、倉庫事業者、利用運送事業者および貨物自動車運送事業者が、それぞれ自主的に取り組むことが望ましい具体的な措置と

その評価に関するガイドラインを作成した。

具体的には、社内体制の整備、社員の能力の向上、設備・機器等の整備等について、検討した。

(2) ガイドラインの構成

外航船舶運航事業者

港湾運送事業者(ターミナルオペレーター・海貨事業者)

倉庫事業者

利用運送事業者

貨物自動車運送事業者

|           |  |  |  |  |  | 主な内容  |
|-----------|--|--|--|--|--|---|
| 1) 貨物室管理  |  |  |  |  |  | ・ 無許可の者の貨物室への侵入を防止し、船体・車体の安全性を確保                                    |
| 2) アクセス管理 |  |  |  |  |  | ・ 物流関連施設へのアクセス管理を実施(身分証等による確認、不審者等への対応方法整備)                         |
| 3) 貨物管理   |  |  |  |  |  | ・ 貨物情報を確認できないものが施設内に持ち込まれないよう管理(貨物の搬出を管理する現場責任者の設置、異常事態等が発覚した場合の対応) |
| 4) 積荷目録手続 |  |  |  |  |  | ・ 積荷目録については、記載事項等に誤りがないように税関提出                                      |
| 5) 従業員管理  |  |  |  |  |  | ・ セキュリティ意識を高めるため、従業員に対する必要な教育と指導に努める                                |
| 6) 施設管理   |  |  |  |  |  | ・ 施設を建築・運営する場合の施設管理対策実施(適切な施錠・照明設置、関係当局との連絡体制整備)                    |
| 7) 文書管理   |  |  |  |  |  | ・ 情報の正確さを維持すべく、管理体制の整備(事務所の適切な施錠、コンピュータへの不正なアクセス防止)                 |

(3) 今後の課題

個々の物流事業者への本ガイドラインの普及啓発

個々の物流事業者への本ガイドラインの周知徹底を図るため、各々の業界団体が中心になって、ホームページへの掲載や研修会の開催、資料配付など具体的な普及啓発活動の方法を検討していく必要がある。

評価主体者、評価を行う頻度、評価方法に関わる基準の統一

評価に係る部分は、企業が自主的に行うとあり、個々の事業者に一任すると、評価に係る基準に乖離が生じることが予想されるため、今後、各々の業界団体が中心になって、評価に係る基準の統一を検討する必要がある。

今後の技術開発の進展に応じた段階的な取り組み

現状では事業者の対応が難しい取り組みについては、今後の技術開発の進展に応じて段階的に取り組むことが望まれる。

国際物流に係る業界団体間での連携強化

国際物流に係る保安措置の強化に関するガイドラインは、グローバル・サプライチェーンの中でシームレスに機能することが要請される。このため、特に、業界間の境界領域に係る業務で保安措置上の問題が発生しないように、国際物流に係る業界団体間での連携を強化していく必要がある。

ガイドラインへの国の関与のあり方

本ガイドラインは、物流事業者による自主的なガイドラインとして策定されたものであるが、米国C - T P A Tのようにベネフィットを付与するなど国が積極的に関与してい

くのか、民間のガイドラインに留めるのかに関して検討していく必要がある。

## 2. 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について

### (1) ガイドライン作成までの背景

国際海上コンテナの陸上輸送については、コンテナ内における貨物の積み付け状況、コンテナ総重量、危険物の有無やその種類等についての正確な情報が、トラック運転手まで十分に伝達されていないため、不適切な積載等を要因とする横転事故の発生、荷崩れ事故等の緊急時における対応の遅れや二次災害発生の危険性等の問題があるとの指摘が従前からなされていた。

こうした問題に対処するため、関係省庁間で意見交換を行い、コンテナ貨物情報の伝達に関する仕組み作りの検討を続け、昨年6月には国際海上コンテナの陸上輸送に係る団体に対し要請を行う等、問題解決に向けた取り組みを進めてきたところである。しかしながら、関係各者における取り組みを示す具体的な指針等が存在しないため、情報伝達が十分行われていない状況にあった。

このため、関係省庁、関係団体により構成される「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」を設置し、関係者がそれぞれ取り組むことが望ましい具体的措置について検討を行うとともに、遵守が必要な法令等の規定を併せて取りまとめ、今般、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を策定した。

### (2) ガイドライン記述事項の概要

既に個々に取り組みが行われている事項、実現可能性の大きい事項を中心に掲げるとともに、それぞれの連携体制について記述。( 別添 参照)

トラック事業者が必要とする安全輸送のための情報について

コンテナ内容物に関する総重量、コンテナサイズ、危険物内容、積み付け状況等、トラック事業者がコンテナ安全輸送に必要な情報の入手方法及びその伝達方法について、関係者がそれぞれ取り組むべき事項を記述。

過積載、偏荷重等の不具合コンテナ判明時の対応について

トラック運転手のコンテナ搬出時において、入手した情報と異なる不具合等が判明した際の措置について、その連絡体制及び受荷主への積み直しの依頼等、関係者がそれぞれ取り組むべき事項を記述。

危険物輸送について

危険物輸送に際し、消防法等の関係法令に基づき、義務付け又は推奨されている緊急連絡票の作成・携行、コンテナ外部への表示、運送時における有資格者の乗車等、関係者がそれぞれ取り組むべき事項を記述。

コンテナ内容物の問い合わせ時の対応について

安全輸送のために必要な情報の問い合わせに対しては、関係者それぞれが把握している情報をもれなく回答すべきことを記述。

積載方法等に関する発荷主への啓発について

過積載や偏荷重等の事前防止のため、輸出元に対しコンテナの積載重量や積み付け方について適切な指示を行う等の啓発活動について記述。

### (3) 今後の取り組みについて

今後、本ワーキング関係者を中心に関係団体、関係事業者等が、本ガイドラインを末端にまで普及させ、国際海上コンテナの陸上輸送の安全確保に必要な情報伝達に資することとしている。

## 3. 主な質疑と応答

### 【質疑】

物流事業者による保安措置の強化に関するガイドラインの運用に当たっては、インセンティブのようなものはあるのでしょうか。ガイドラインをあまり遵守しないような事業者に対しては、どのような措置がとられるのでしょうか？

【応答】

評価に係る基準の統一を検討し、ガイドラインへの取り組み状況により評価し、各事業者に対してインセティブを付加することを検討中です。

【質疑】

ガイドラインの普及・啓発活動については、具体的にどのような方策をお考えでしょうか？

【応答】

ガイドラインを読んで認識することは非常に困難と思われるので、パンフレットを作成して、ガイドラインがすぐに理解できる方法等を検討中です。

平成18年度経営問題委員会の活動方針について、次のとおりとすることを決定しました。

- 1．安全・安心への取り組みの推進
- 2．国際競争力の強化に向けた取り組みおよび内外価格差調査

次回経営問題委員会では、国際競争力の強化および内外価格差調査を取り上げ、特に内外価格差調査の内容と方法について検討を実施する。

以上

(連絡先) 03-3593-0139  
担当 紅林、谷脇、磯貝、金子

# 国際海上コンテナの陸上における安全輸送に必要な情報等の流れ

別添

